

## 公営住宅を活用した障がい者グループホーム事業活用の仕組み

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

### 1 公営住宅グループホーム利用要望書の作成、提出（GH事業者 第3条）

グループホーム事業者（以下「GH事業者」という。）は、公営住宅でのグループホーム使用を希望する区域、定員、階層、要件等を記載した要望書を作成し、鳥取市福祉部障がい福祉課及び地域福祉課、鳥取県中部総合事務所福祉保健局地域福祉支援課又は鳥取県西部総合事務所福祉保健局福祉企画課（以下「GH担当課」という。）に提出する。なお、要望の変更（取下げ）があったときは、直ちに要望書の変更届を提出する（第3条）。

### 2 要望書の確認（GH担当課、建築住宅課等及び市町村公営住宅担当課 第4条）

GH担当課は、1の要望書の内容を確認し、障がい者GH指定上に指導、助言を行い、鳥取県東部住宅事務所、鳥取県中部総合事務所建築住宅課又は鳥取県西部総合事務所建築住宅課（以下「建築住宅課等」という。）に情報共有及び助言を行う。建築住宅課等は要望書の内容等と関係する市町村公営住宅担当課と共有する（その後、要望にあった空室の発生状況を随時確認）。

### 3 公営住宅の空室情報確認（建築住宅課等、市町村公営住宅担当課及びGH担当課 第5条）

建築住宅課等及び市町村公営住宅担当課は、要望のあった区域の公営住宅で、提供可能な空室が発生したときは、概要、位置図、平面図等（以下「平面図等」という。）を準備し、GH担当課に空室の平面図等を提供し、グループホーム指定上の要件等を調整する。

### 4 空室の使用希望調査（GH担当課 第6条）

GH担当課は、管内で要望書を提出しているGH事業者に空室でのグループホーム使用希望について、平面図等の資料を添付して照会を行う（電子メール想定）。

### 5 空室の使用希望回答（GH事業者 第6条）

GH事業者は、4の照会に対し、当該空室の構造を確認の上、空室のグループホームとしての使用希望について、GH担当課に回答する（電子メール想定）。

### 6 空室の内覧会開催（建築住宅課等、市町村公営住宅担当課及びGH担当課 第7条）

5でグループホーム使用の希望があったときは、建築住宅課等及び市町村公営住宅担当課は、管内GH事業者に内覧会開催を通知する。建築住宅課等又は市町村公営住宅担当課及びGH担当課は、内覧会当日にグループホーム指定上の要件、留意事項について当該事業者に説明を行う。

### 7 空室のグループホーム使用の検討（GH事業者 第8条）

GH事業者は、内覧会で空室を確認し、消防法、建築基準法及び都市計画法の関係機関と調整後、改造に必要な経費等を考慮の上、グループホーム使用の検討を行う。

### 8 グループホーム使用希望申請書の提出（GH事業者 第8条）

GH事業者は、6で内覧した空室においてグループホーム使用を希望するときは、利用人数、形態、改造内容等を記載したグループホーム使用希望申請書を建築住宅課等又は市町村公営住宅担当課に提出する。

### 9 GH事業者の決定（建築住宅課等、市町村公営住宅担当課及びGH担当課 第9条）

建築住宅課等及び市町村公営住宅担当課は、申請書類でGH担当課にグループホーム指定上問題がないか意見照会で確認後、複数の希望があった場合は抽選（ただし、要望書提出していた者を優先）を行い使用するGH事業者を決定、事業者及びGH担当課に通知する。

### 10 グループホーム事業開始に向けて準備（GH事業者）

GH事業者は、事業開始に向けて各種手続、改装を行う。

※東部4町は、1の要望書及び5の空室のGH使用希望を東部建築住宅事務所に回答、4の希望照会を東部建築住宅事務所が実施

※市町村公営住宅担当課においては、GH事業者からの要望及びその後の動きについて当該市町村障がい者支援担当課と情報共有を行う。